

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

エコオフィスとくしま・県率先行動計画 (7次計画)

令和6年度～令和10年度

令和6年3月

徳島県

目 次

第1章	計画策定の趣旨・背景	1
第2章	基本的事項	2
1	計画の目的	2
2	計画の期間	2
3	計画の基準年度	2
4	計画の対象範囲	2
第3章	計画の目標	3
1	温室効果ガスの総排出量に関する目標	3
2	環境負荷の低減に関する個別目標	3
第4章	目標達成に向けた取組	4
1	県有施設へのクリーンエネルギーの最大限導入	4
2	県有施設における省エネルギー対策の徹底	4
3	環境に配慮した調達推進	4
4	行政事務のグリーン化	5
第5章	計画の推進と点検・公表	7
1	研修等	7
2	点検体制・公表	7

第1章 計画策定の趣旨・背景

地球温暖化による気候変動では、海面水位の変化、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康など人間への影響が観測されています。

2019年9月に開催された「国連気候行動サミット」では、パリ協定の目標達成に向け、英仏独など77カ国が「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を表明し、わが国においても、2020年10月、「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。

本県においても、2019年11月に「2050年ゼロカーボン」宣言を行うとともに、2024年3月には、地球温暖化対策推進法に基づき、「徳島県GX推進計画」を策定し、当該計画の最終年度における温室効果ガス排出量の削減目標として「2028年度（2013年度比）46%削減」、中期目標として「2030年度（2013年度比）50%削減」、長期目標として「2050年実質ゼロ」を定めたところです。

地球温暖化対策には、全ての主体が自主的かつ積極的に対策に取り組むことが不可欠であり、県民や事業者の取組を促す上でも、県自らが積極的な率先行動を示すことが求められています。

「地球温暖化対策推進法」に基づき、県自らの事務および事業に伴う温室効果ガス排出量の削減をはじめとする環境負荷の低減に向けた取組を推進するため、「エコオフィスとくしま・県率先行動計画（7次計画）」を策定します。

第2章 基本的事項

1 計画の目的

県自らの事務及び事業に関し、その本来の目的の達成を図りつつ、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置の内容を定めることにより、地球温暖化対策をはじめとする環境への負荷のより少ない活動を推進するとともに、地球環境の保全に貢献することを目的とします。

2 計画の期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

なお、この間の社会情勢の変化、技術の進捗及び目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととします。

3 計画の基準年度

「徳島県GX推進計画」との整合を図るため、本計画の基準年度は2013（平成25）年度とします。

4 計画の対象範囲

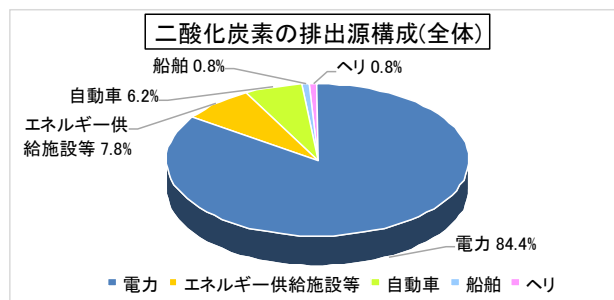
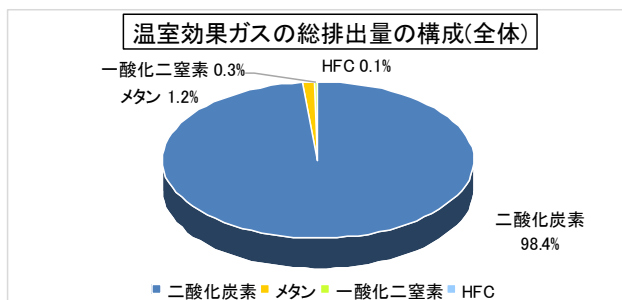
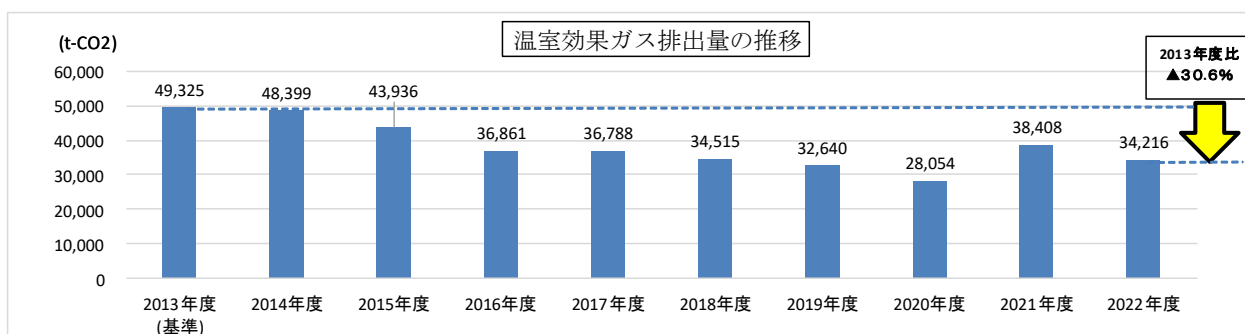
知事部局、企業局、病院局、教育委員会、公安委員会、各種行政委員会等及び議会が行う事務及び事業とします。

ただし、事務及び事業のうち、外部へ委託等して実施するものは除きますが、県有の施設の管理等に関するものについては、当該事務及び事業の受託者等に対して、県に準じて環境に配慮した取組がなされるよう要請します。

[計画の対象機関]

知事部局、企業局、病院局、議会事務局、各種委員会事務局、教育委員会警察本部及び各警察署

(参考) 県の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量



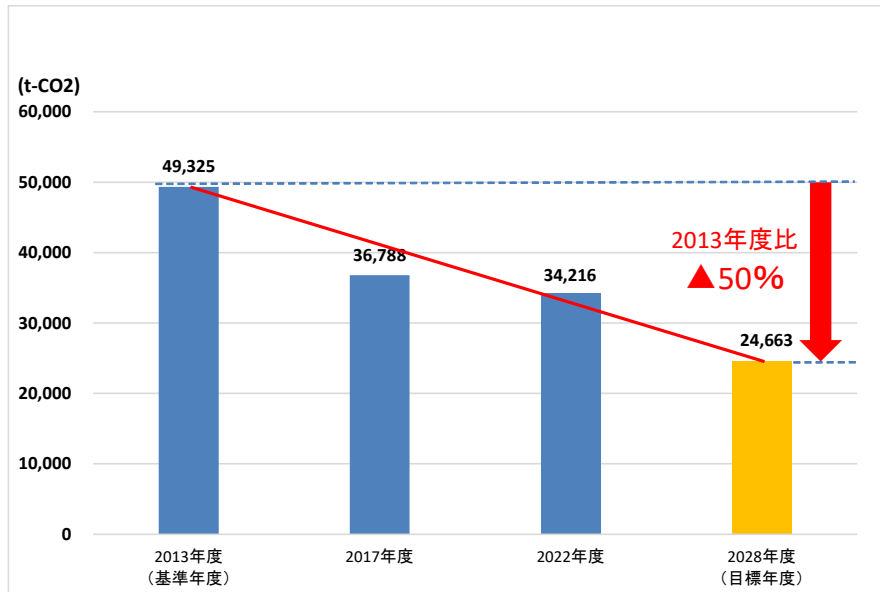
第3章 計画の目標

1 温室効果ガスの排出量に関する削減目標

2028年度における温室効果ガスの排出量を2013年度比で50%削減することを目標とします。

2028年度 温室効果ガス排出量削減目標(2013年度比)

▲50%



2 環境負荷の低減に関する個別目標

削減目標の達成に向けて、積極的に取り組む個別目標を下表のとおり定めます。

項目	第7次計画における目標【目標年度:2028(令和10)年度】
1 太陽光発電の導入	設置可能な県有施設の80%に太陽光発電設備を設置します。(2030年度目標)
2 県有施設のZEB化	県有施設の新築・改築事業について率先的にZEBを導入します。
3 LED照明の導入	既存設備を含めたLED照明の導入割合100%とします。
4 電動車の導入	代替可能な電動車がない場合を除き、公用車の新規導入・更新における電動車の割合100%とし、うち10%を電気自動車(EV)とします。
5 再生可能エネルギー電力の調達	可能な限り再生可能エネルギー電力の調達に努めます。
6 用紙使用量	2013年度比 ▲10%の削減に努めます。
7 上水使用量	2013年度比 ▲20%の削減に努めます。
8 電気使用量	2013年度比 ▲5%の削減に努めます。
9 公用車の燃料使用量	2013年度比 ▲40%の削減に努めます。
10 エネルギー供給施設等の燃料使用量	2013年度比 ▲50%の削減に努めます。
11 再資源化率	資源ごみの再資源化率を100%とします。

1 県有施設へのクリーンエネルギーの最大限導入

① 県有施設への太陽光発電設備の導入拡大

太陽光発電設備については、2030年度までに設置可能な県有施設の80%に導入することを目指します。

その際、県内事業者や県民に向けての導入モデルとすべく、県有施設にP P A等を活用した太陽光発電設備等を率先して導入します。

2 県有施設における省エネルギー対策の徹底

① 建築物のネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Z E B）化

国の目標（新築建築物は原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当とする）を踏まえ、今後予定する県有施設の新築・改築事業について、率先的にZ E Bを導入します。

建築物の建築等にあたっては、計画・設計の段階から環境配慮を十分に行い、省エネルギー性能の高い建築物の整備を行うとともに、周辺との関係において、各地域の特性に応じて良好な大気の確保、良好な水域の生態系の確保等に努めるものとします。

具体的には、別に定める「徳島県公共建築物グリーン化方針」に基づき実施します。

② L E D照明の導入

庁舎等の新築・改修時には、L E D照明を標準設置するとともに、既存の庁舎等においても、計画的にL E D照明を導入し、県全体のL E D照明の導入割合を2028年度までに100%とします。

3 環境に配慮した調達への推進

① グリーン購入の推進

物品やサービスを調達する場合は、購入の必要性を十分に考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入します。

具体的には、別に定める「徳島県グリーン調達等推進方針」に基づき実施します。

② 公用車への電動車の導入

公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、今後、新規導入・更新を行う場合は全て電動車とし、うち10%を電気自動車（EV）とします。

公用車導入要領に基づき、走行時の二酸化炭素排出量の少ない電動車を率先的に導入します。

※電動車：電気、燃料電池、プラグインハイブリッド、ハイブリッド各自動車

③ 環境に配慮した電力調達の推進

庁舎等の使用電力の調達については、国の目標（2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする）を踏まえ、今後の電力市場の動向等も考慮しながら、可能な限り再生可能エネルギー電力の調達に努めます。

また、再生可能エネルギー電力の調達が困難な場合においても、二酸化炭素排出係数の低い電気の調達を進めることで、環境負荷低減を推進します。

4 行政事務のグリーン化

① 用紙類の使用量の削減

- ・ 庁内LAN、各種申請・届出の電子申請化、ウェブ会議等の活用によるペーパーレス化の推進
- ・ 資料の簡素化、両面コピー、両面印刷等の極力実施

② 水使用量の削減

- ・ 洗面所及び給湯室での節水の励行
- ・ 庁舎の水道の減圧調整、水漏れ点検、庁舎等における節水等の極力実施

③ 庁舎等におけるエネルギー使用量の抑制等

- ・ 不必要な電灯の消灯等の徹底
- ・ 空調の適切な温度管理
- ・ 夏期・冬期における適切な服装（徳島 夏・冬のエコスタイル）での執務
- ・ エレベーターの適切な使用
- ・ 庁舎等における電気使用量の節約及びエネルギー供給施設等の燃料使用の抑制
- ・ 自動販売機の設置の合理化

④ 公用車等の利用合理化

- ・ 公用車使用実態の精査及び、台数の削減
- ・ 貸し出し公用車に係る低公害車の選択利用の徹底
- ・ 不必要なアイドリング中止等の環境に配慮した運転方法（エコドライブ）の徹底
- ・ 公共交通機関の利用の奨励
- ・ 貸し出し自転車の利用促進
- ・ 職員及び来庁者に対する自動車利用の抑制又は効率化の呼びかけ

⑤ 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

- ・マイカップ、マイボトル、マイバックの使用による廃棄物の削減
- ・製品等の長期使用及び購入時の過剰包装の見直し等による廃棄物の発生量の削減
- ・市町村又はリサイクル業者等により行われているリサイクルの実状を踏まえた執務室内等における分別回収ボックスの適切な配置
- ・OA用紙、段ボール、新聞紙、缶、ビン等の資源ごみの原則全再資源化
- ・ワンウェイプラスチック製品の使用抑制、再生可能な製品の使用促進

⑥ 県主催イベントに伴う温室効果ガスの排出抑制

- ・県が主催するイベントについては、温室効果ガスの排出抑制（カーボン・オフセット）、ワンウェイプラスチックごみの削減、廃棄物の分別・減量化などを推進

第5章 計画の推進と点検・公表

1 研修等

計画の着実な推進には、職員一人ひとりの環境の保全及び創造の推進に向けた自覚及び行動が重要であることから、研修等により職員の意識改革を図る必要があります。

このため、職員に各種環境研修の機会を提供するとともに、環境活動等に関する情報提供を積極的に実施します。また、職員の環境研修、環境活動等への参加を奨励します。

2 点検体制・公表

(1) 計画の推進体制の整備等

計画の推進、点検及び評価に当たっては、「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」に基づき、全庁的状況の管理及び監督等を行うとともに、計画の実効性を確保するため、取組の推進及び点検を行います。

(2) 計画の実施状況の点検及び評価並びに継続的な推進

全庁的な計画の実施状況及び計画目標に対する進捗状況については、毎年調査（年度前半に係る別に定める特定項目を対象とした調査、及び1年間のすべての項目を対象とした調査）し把握を行います。

その調査結果を踏まえ、内容の点検及び評価を行い、県の各機関相互の連携及び協力の下、今後の計画の効果的な推進方策等について決定します。

また、点検及び評価の結果に基づき、必要な見直し又は継続的な改善を行います。

(3) 実施状況の公表

計画の進捗状況については、県のホームページにより公表し、市町村、事業者及び県民等への周知に努めます。